

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森田 健司  
 (コード番号5121 東証プライム市場)  
 問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋 秀剛  
 (TEL 03-3527-8111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、以下のとおり定款の一部変更について2022年6月29日開催の第143回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 第2条(目的)の変更

事業内容の字句の一部訂正を行うものであります。

##### (2) 第17条(電子提供措置等)の変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(1) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入 (ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入 (ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機

器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品

(イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品

(ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、高架式乗込装置、災害用救命装置および同一用途を有する製品

(エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品

(オ) 医療用品

(カ) 空気電池

(キ) 精密金型

(ク) 登山、山歩き用等レジャー用品

(ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品

(コ) 医薬品、医薬部外品

(サ) 福祉介護用品

(2)～(7) (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

< 新設 >

< 新設 >

器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品

(イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品

(ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、降下式乗込装置、災害用救命装置および同一用途を有する製品

(エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品

(オ) 医療用品

(カ) 空気電池

(キ) 精密金型

(ク) 登山、山歩き用等レジャー用品

(ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品

(コ) 医薬品、医薬部外品

(サ) 福祉介護用品

(2)～(7) (現行通り)

< 削除 >

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会

	<p><u>については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

(2) 定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 29 日 (予定)

(第 17 条の効力発生日は、2022 年 9 月 1 日 (予定))

以上